

# 平成29年度 第5回江東区外部評価委員会

平成29年7月22日（土）午後2時00分  
江東区役所 7階 第71会議室

## 《 会 議 次 第 》

1. 開会
2. 施策19「男女共同参画社会の実現」ヒアリング
3. その他
4. 閉会

### 【配付資料】

- ・ 委員名簿
- ・ 出席職員名簿（施策19）
- ・ 席次表（施策19）
- ・ 施策実現に関する指標に係る現状値の推移（施策19）
- ・ 事業概要一覧（施策19）
- ・ 施策評価シート（施策19）
- ・ 行政評価（二次評価）結果への取り組み状況説明シート（施策19）

## 平成29年度外部評価委員会委員名簿(A班)

氏名	所属	分野
よしたけ ひろみち ◎ 吉武 博通	公立大学法人首都大学東京理事 筑波大学名誉教授	経営管理論 大学経営論
うえだ みどり 植田 みどり	国立教育政策研究所 教育政策・評価研究部 総括研究官	教育 福祉
みやざわ まさやす 宮澤 正泰	習志野市会計管理者	公会計 行政全般

◎ : A班班長

# 第5回江東区外部評価委員会（A班ヒアリング④） 出席職員名簿

平成29年7月22日開催

## 【施策19】

	職 名	氏 名
◎	総務部長	鈴 木 亨
○	総務部 男女共同参画推進センター所長	犬 塚 錦
	総務部 男女共同参画推進センター 管理係長	藤 田 淳
	総務部 男女共同参画推進センター 男女共同参画担当係長	富 澤 直 昭

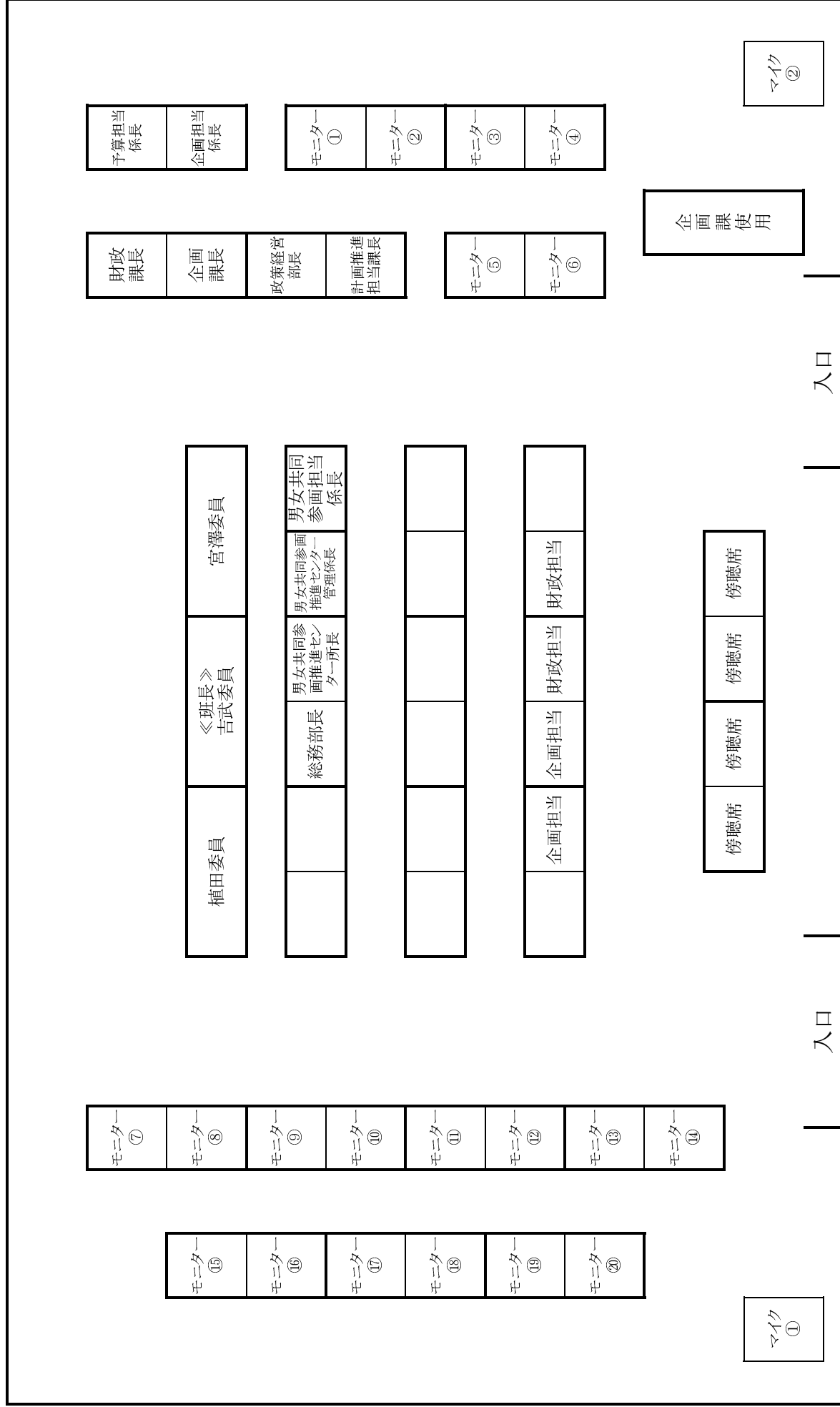
◎は主管部長、○は主管課長

## 【事務局】

	職 名	氏 名
—	政策経営部長	押 田 文 子
—	政策経営部 企画課長	炭 谷 元 章
—	政策経営部 財政課長	岩 瀬 亮 太
—	政策経営部 計画推進担当課長	日 野 幸 男

〔席次表〕 施策19

平成29年7月22日(土)  
江東区役所7階 第71会議室



## 施策実現に関する指標に係る現状値の推移（平成22～26年度）

※平成22～26年度の現状値は、長期計画（後期）策定時（平成27年3月）に判明していた数値

	長期計画（後期）における「施策実現に関する指標」	新規変更	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	目標値（26年度）	達成状況	目標値（31年度）	数値取得方法	指標担当課
			70	男女が平等だと思ふ区民の割合	20.1	20.3	18.3	18.7	13.6%	40%	区民アンケート	男女共同参画推進センター
71	区の審議会等への女性の参画率	29.5	30.1	34.1	33.6	—	40%	業務取得	男女共同参画推進センター			
72	仕事と仕事以外の生活で充実した時間を過ごしていると思ふ区民の割合	26.5	28.0	29.9	26.6	27.4%	38%	区民アンケート	男女共同参画推進センター			
73	DV相談件数	1,773	2,067	2,388	4,234	—	—	業務取得	男女共同参画推進センター			
74	DV相談窓口を知っている区民の割合	—	—	—	—	41.2%	70%	区民アンケート	男女共同参画推進センター			

事業概要一覧（平成29年度 施策別）

※◆は主要ハード、♥は主要ソフト事業を表す

実施の基 本的大綱	取す施 りる施 策の施 策の大 綱	事務事業名称	29年度 予算額 (千円)	28年度 予算額 (千円)	前年比 増減	改善方向	事業概要
03	07	区民の力で築く元気に輝くまち 個性を尊重し、活かしあう地域社会づくり	9,115,658	11,699,495	△ 22.1%		
		19男女共同参画社会の実現	7,167,328	9,152,095	△ 21.7%		
		1901男女平等意識の向上	147,280	656,316	△ 77.6%		
		1901男女平等意識の向上	3,203	3,410	△ 6.1%		
		1 男女共同参画啓発事業	2,883	3,088	△ 6.6%	維持	男女平等の社会的コンセンサスを形成するための普及啓発。 広報紙「PalCato(パルカト)」の発行。 発行回数：年1回
		2 男女共同参画苦情調整事業	320	322	△ 0.6%	維持	男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる人権侵害についての苦情の申出に対する調査、 是正勧告、意見表明等の苦情の調整。 苦情調整委員：2人
		1902性別によらないあらゆる活動への参加拡大	121,645	637,155	△ 80.9%		
		1 男女共同参画推進センター管理運営事業	81,706	72,881	12.1%	維持	男女共同参画社会の推進のための拠点施設となるセンターの管理及び運営。
		2 男女共同参画推進センター一時保育事業	12,683	12,550	1.1%	維持	一時保育サービスの提供及び保育ボランティアの育成。
		3 パルカレッジ事業	1,421	1,285	10.6%	維持	男女共同参画社会について理解し、自己啓発のもと性別役割分業にとらわれない地域活動を推進するた め、講義と討議を取り入れた学習講座を開催。
		4 男女共同参画学習事業	23,110	21,767	6.2%	維持	男女共同参画意識の向上及び女性の経済的自立と自己実現の推進を図るため学習講座を開催。 講座：38コマ
		5 男女共同参画活動援助事業	1,785	1,857	△ 3.9%	維持	男女共同参画の視点を持って活動する団体に対する支援、学習団体の活動発表、交流の場となる男女共 同参画フォーラムの開催。
		6 男女共同参画審議会運営事業	940	663	41.8%	維持	江東区男女共同参画審議会の運営。 委員数：15人 開催回数：4回
		◆ 7 男女共同参画推進センター改修事業	0	526,152	皆減	廃止(事業終了)	
		1903仕事と生活の調和の推進	314	314	0.0%		
		1 ワーク・ライフ・バランス推進啓発事業	314	314	0.0%	維持	
		1904異性に対するあらゆる暴力の根絶	22,118	15,437	43.3%	維持	仕事と家庭の両立支援や男女がともに働きやすい職場づくりなど、ワーク・ライフ・バランスの啓発を推進。
		1 男女共同参画相談事業	22,118	15,437	43.3%	維持	家庭の問題や仕事のトラブル等の法律的相談、DVや対人関係等の女性の女性のなやみ相談。 女性のための法律相談：毎月第1～3水曜日 女性のなやみとDV相談：週6回 性暴力被害者支援面接相談：月1回

<b>施策 19 男女共同参画社会の実現</b>	主管部長(課)	総務部長(男女共同参画推進センター)
	関係部長(課)	

<b>1 施策が目指す江東区の姿</b>
性別による男女の固定的な役割分担意識が解消され、男女があたりまえに参画している社会が実現されています。

<b>2 施策を実現するための取り組み</b>	
①男女平等意識の向上	広く地域社会、区民に向けて、幼少期からの性別による固定的役割分担意識を見直す啓発活動を進めます。
②性別によらないあらゆる活動への参加拡大	区民が性別に関わらず社会で活躍するとともに、家庭、個人の生活を充実していただけるよう、各種講座や相談等を通じた支援を行います。
③仕事と生活の調和の推進	仕事と生活のあり方考え直すワーク・ライフ・バランスの推進に向けて、企業に対し積極的な取り組みの働きかけと個人の意識啓発などを行います。
④異性に対するあらゆる暴力の根絶	配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策を行います。また、セクシュアル・ハラスメント(性的嫌がらせ)、ストーカーなど、異性に対するあらゆる暴力を根絶するための意識啓発活動を行うとともに、被害者等に対する相談事業を実施します。

### 3-1 施策に影響を及ぼす環境変化(法改正・規制緩和・社会状況等)・区民要望・ニーズの変化

5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)
<法改正・規制緩和> ・平成24年6月「『女性の活躍による経済活性化行動計画』へ働く『なでしこ』大作戦」策定 ・平成25年4月 江東区配偶者暴力相談支援センターの機能整備 ・平成26年4月「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律」施行 ・平成28年10月 男女雇用機会均等法にかかる最高裁判決(妊娠中の軽易業務への転換を「契機として」降格処分を行った場合は原則違法の判決が出た。 ・平成27年4月 改正「次世代育成支援対策推進法」施行 ・平成27年12月 国が「第4次男女共同参画基本計画」策定 ・平成28年3月 「男女共同参画KOTOプラン(第6次江東区男女共同参画行動計画)」策定 ・平成28年4月 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(女性活躍推進法)全面施行 ・平成29年1月 改正「育児・介護休業法」施行 <「江東区男女共同参画に関する意識実態調査」(平成26年度)より> ・男女の地位の平等感について前回調査(平成21年)と比較すると、学校教育を除く多くの面で「男性が優遇されている」との意識が高まり、全体では約7割の方が「男性優遇」と考えている。そのうち、女性が「男性優遇」と感じている割合は75.2%と、男性自身が「男性優遇」と感じている割合の67.2%よりも高くなっている。 ・例えば「男性は仕事、女性は家庭」というような固定的な性別役割分担意識について、否定的な意見は女性55.1%、男性47.4%で、男女間の意識に差があるが、全体として否定的意見が増加している。 ・さらに、仕事と仕事以外の生活の時間的バランスについて、希望は「すべてのバランスをとりたい」方が約4割だが、現実「仕事優先」が約3割となっている。 <社会状況等> ・性的少数者(LGBT)の人権が社会的な関心事となってきた。	・少子高齢化の進行に伴う労働力不足から、女性や高齢者の労働力需要が増す。 ・子育て・介護を支える家庭の力の衰退が進むことで、児童・高齢者虐待の増加が懸念され、虐待防止施策の充実が求められる。 ・就業・社会生活力の低下で中堅就労者の退職事例が増えること、企業の方も低下する。 ・女性活躍推進法により「事業主行動計画」の策定・公表が義務づけられたことで、事業主は女性社員の活躍推進に積極的に取り組むこととされた。企業はその存続と発展のために、他社と比較した「働きやすさ」をPRして女性を含めた労働力・人材の確保を図る必要がある。 ・就労女性の増加で保育需要も増え、家族が協力して子育て・介護に取り組むことが必要となるため、ワーク・ライフ・バランスの重要性が高まっていく。事業者が過度な長時間労働の見直しを含め、柔軟で多様な勤務形態を導入できるような環境整備が必要である。 ・区民・事業者がワーク・ライフ・バランスを実践できるよう、環境整備やサポート体制の構築が求められる。家庭や地域活動に、男性も積極的に参画できる環境を整備することが必要である。 ・子育て世代を対象に、潜在的な固定的性別役割分担意識への気付きと見直しを通じて、意識改革を促す機会を積極的に提供していくことが求められる。 ・女性に対する暴力防止に関して、一定の法整備や都・区における暴力防止対策施策により相談支援体制の強化が図られてきた。しかし、未だに多数存在すると想定される潜在的被害者の掘り起こしも含め、一層の被害者支援が求められる。 ・男性に対する暴力事例が顕在化しており、相談等の支援体制の整備が求められる。 ・法務省の定める人権課題、東京都人権施策推進指針(平成27年度改定)で謳われる性的少数者の人権課題について、区としての具体的な取組が求められる。

3-2 国・都などの方針・基準に基づき実施するため区の権限が限定的な事業										
4 施策実現に関する指標	単位	現状値 26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	目標値 31年度	指標 担当課	
70 男女が平等だと思ふ区民の割合	%	13.6	15.7	16.1				40	男女共同参画推進センター	
71 区の審議会等への女性の参画率	%	33.6 (25年度)	34.6	34.5				40	男女共同参画推進センター	
72 仕事と仕事以外の生活で充実した時間を過ごしていると思ふ区民の割合	%	27.4	28.3	29.0				38	男女共同参画推進センター	
73 DV相談件数	件	4,234 (25年度)	5,299	5,732				—	男女共同参画推進センター	
74 DV相談窓口を知っている区民の割合	%	41.2	42.5	43.5				70	男女共同参画推進センター	

※指標のうち、網掛けは長期計画(後期)から新たに追加、もしくは内容を変更したものを【参考】26年度の指標値 指標71: 33.3 指標73: 3.67

5 施策コストの状況				
	28年度予算	28年度決算(速報値)	29年度予算	30年度予算
トータルコスト	728,141千円	703,770千円	222,675千円	
事業費	656,316千円	638,783千円	147,280千円	
人件費	71,825千円	64,987千円	75,395千円	

### 6 一次評価<<主管部長による評価>>

(1) 施策実現に関する指標の進展状況

【指標70】男女が平等だと思ふ区民の割合は、国・都の施策や社会全体の動向も影響する指標であるが、微増傾向ながら依然として低い状態にある。区として施策の一層の充実(区民・事業者への意識啓発など)を図っていく必要がある。また、区(行政)が率先して男女平等・共同参画のモデル事業所として行動することで、区民・事業者へ働きかけていくことも重要である。

【指標71】区の審議会等への女性参画率は昨年度と比べほぼ横ばいで、目標値未達成であるが、女性の人数は増えている。毎年の各課調査や行政会議を通じて所管部署への働きかけを行っている。委員就任の条件に関係機関・団体の職務指定(あて職)や専門職が求められている場合は、これらの職の女性人材が少ないという事実がある。会長職に限定しないなどの、委員就任条件の緩和働きかけの他、それらの職への女性の参入を進めていくことも必要である。

【指標72】仕事と仕事以外の生活で充実した時間を過ごしていると思ふ区民の割合は、未だ3割に満たない状況にあるが少しずつ上昇している。ワーク・ライフ・バランス実現のためには、区内企業(事業所)への直接的な働きかけが必要である。

【指標73】DV相談件数は、最終的には0件になることが理想ではある。しかし現状では、相談先を知らないまま悩みを抱え込んでいる方も潜在的に多いと思われる。そのような方々の掘り起こし(相談窓口の周知)も必要のため、相談件数の増には肯定的側面もあり、現在は過渡期であると認識している。

【指標74】現状は4割の認知度に留まる。加害者の追跡を防ぐため、相談場所は公表していない。啓発カードや広報紙などでホットライン(電話相談)の周知に努めているが、インターネットで調べて相談電話をかけてくる方が多く、被害当事者や関心のある方でない、普段の広報は気にしていただけないのかと思われる。DVを他人事とせず、「地域で暴力を根絶していく」との意識が更に高まるよう、周知の仕方に工夫が必要である。

(2) 施策における現状と課題

◆男女共同参画意識を広く浸透させるため、広報紙「バルカート」(「こうどうの女性」改題)を発行し全戸配布を行っているが、その認知度は5%弱である(26年度「意識実態調査」)。◆男女共同参画社会について理解し、区の審議会等への参画を含めた地域活動の担い手を育成するため、基礎知識と実践方法を体系的に学ぶバルカレッジを開講しているが、修了生が必ずしも実際の地域活動に結びついていないと見え、実践への橋渡しをサポートしていくことが必要である。◆DVを主とした相談事業として「女性のなやみとDV相談」を実施し、この窓口を中心に、保護第一課・保護第二課の婦人相談部門との連携により、配偶者暴力相談支援センターの機能を果たしている。DVの社会的認知度の向上や相談窓口の周知により、相談内容は多岐に亘り増加しており、現状では子育て支援課や保健相談所など関係各課や警察署等との機能な連携により対応できている。性暴力被害者支援、男性相談についても、将来的に支援体制の整備を検討する必要がある。◆ワーク・ライフ・バランスについて、広報紙で積極的に取り組んでいる企業を紹介するなど広く啓発を図っているが、実際に取り組んでいる企業は少ない。企業内部の理解・意識改革の他、「保育園等、社会環境の整備」も求められている(26年度「意識実態調査」)◆「性的少数者」の人権課題については、第6次男女共同参画行動計画において課題の1つとして取り上げており、区民対象の学習講座などで更なる意識啓発を進めていく。◆男性のDV被害等の相談窓口がないため、今後検討が必要である。

(3) 今後5年間の施策の取り組みの方向性

◆広報紙について、センター利用者やバルカレッジ修了生等の意見聴取など、区民の視点に立った紙面づくりなど内容の充実を図る。◆バルカレッジ修了生が男女共同参画フォーラムの運営及び企画団体として参画できるよう、フォローアップを行うとともに、既存NPOの活動や行政分野での人材ニーズにつなげていく仕組みづくりを進める。◆配偶者暴力相談支援センターの機能を充実させるため、専門相談員のスキルアップや各関係所管・警察署等との連携強化を図っていく。◆ワーク・ライフ・バランスの推進を図るため、区内事業所への直接的な働きかけの実施や支援施策について、幅広く検討する。◆第6次男女共同参画行動計画(平成28～32年度)とDV防止法及び女性活躍推進法に基づく基本計画に基づき、関係各課と連携して効果的な施策展開を推進する。◆相談業務を委託し、夜間や昼休みにも対応できるよう相談者が利用しやすい事業にしている。将来的には男性相談やLGBT相談などへの対応も検討していく。

<b>施策 19 男女共同参画社会の実現</b>	主管部長(課)	総務部長(男女共同参画推進センター)
	関係部長(課)	

### 平成28年度 行政評価(二次評価)結果

- ・ワーク・ライフ・バランスの推進や男女共同参画意識の向上について、効果的な啓発方法を検討する。【総務部】
- ・講座事業については、他部署や外部機関との連携を図り、効率的・効果的に実施する。【総務部】
- ・子どもに対する人権教育については教育委員会等関係部署と連携し、その充実について引き続き検討する。【総務部】
- ・DVへの対応は、警察等関係機関と緊密な連携を図るとともに、その相談支援体制について幅広く検討する。また、DV相談窓口の認知度向上に引き続き努める。【総務部】
- ・多様化し、対応が求められている人権課題について、適切な支援等を実施する。【総務部】

### <参考> 平成27年度 行政評価(二次評価)結果

- ・ワーク・ライフ・バランスの推進や男女共同参画意識の向上について、効果的な啓発方法を検討する。【総務部】
- ・講座事業については、他部署や外部機関との連携を図り、効率的・効果的に実施する。【総務部】
- ・子どもに対する人権教育については教育委員会等関係部署と連携し、その充実について引き続き検討する。【総務部】
- ・DVへの対応は、警察等関係機関と緊密な連携を図るとともに、その相談支援体制について幅広く検討する。【総務部】

これまでの取り組み状況		
① ワーク・ライフ・バランスの推進		
取り組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>・企業向け、ワーク・ライフ・バランス啓発紙を作成し、区内中小企業等に発送し、周知をした。(2,285社(中小企業)140団体 経済課、産業会館に配架)</li> <li>・区民向け、男女共同参画推進のための広報紙「バルカート」に、ワーク・ライフ・バランスに積極的に取り組んでいる区内企業の紹介等の記事を掲載し、周知をした。</li> </ul>	
	【新たな取り組みを行った事業】	【見直した事業】
② 講座事業の外部連携		
取り組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>・区の内部部署とは防災課と連携し「こうとう防災、学びの場」を行い、地域や仕事などで「リーダーシップ」を求められる女性に対して、自分自身の理解や、メンバーとのコミュニケーションを学ぶことで男性メインの災害現場を見直し、男女共同参画社会の実現を図っている。</li> <li>・外部では女性の活躍推進の観点から「再就職とライフプラン講座」を行い、起業を含めた再就職について、さらに具体的な相談をしたい方には「TOKYO創業ステーション」に繋ぐこととしている。また、女性のための法律講座では女性の自立に向けた支援を行い、シングルマザーになった場合の生活や仕事などの悩みを相談できるように東京都ひとり親家庭支援センターと外部連携を行っている。</li> </ul>	
		【見直した事業】
③ こどもの人権教育の出前講座の実施		
取り組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>・親の固定的な性別役割分担意識の改革を目的とした出前講座を実施した。(講座名「男の子も！女の子も！こどもの可能性を伸ばそう」参加者：区立幼稚園PTA役員126人)</li> <li>・デートDV防止を目的とした出前講座を実施した。(深川第六中学校 受講者：76人 対象：中学校3年生)</li> </ul>	
	【新たな取り組みを行った事業】	【見直した事業】
④ DV支援体制の整備		
取り組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>・江東区のホームページの男女共同参画推進センターのページの中に、女性のなやみとDV相談(面接相談)、女性のなやみとDVホットライン(電話相談)の案内を掲載した。</li> <li>・広報紙「バルカート」の中で、「女性のなやみとDV相談より」という記事を掲載し、事例紹介・DVチェックリスト等で意識啓発を行った。</li> <li>・新たな取り組みとして、性被害・性的虐待を受け、現在も悩みを抱えた方を対象に、性暴力被害者支援面接相談を実施した。</li> </ul>	
	【新たな取り組みを行った事業】	【見直した事業】
	性暴力被害者支援面接相談事業	
⑤ 多様化する人権問題への支援		
取り組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>性の多様性について考える講座を開催した。</li> <li>・講座名「レインボーカラーってなあに～多様な性、それぞれの性～」</li> <li>・実施日：平成28年9月11日 受講者：17人</li> <li>・講座名「LGBTってなんだろう？～互いの違いを受け入れあえる社会を目指して～」</li> <li>・実施日：平成29年2月10日 受講者：33人</li> </ul>	
	【新たな取り組みを行った事業】	【見直した事業】